

## 7. 老人ホーム措置入所判定委員会の 設置及び運営に関すること

主管:健康福祉課

### 経緯

老人福祉法第11条により、市町村は、65歳以上の者で経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置を採ることとされている。

木曾郡内では、木曾寮が唯一の高齢者措置施設であり、従来より養護老人ホームの管理運営事務の一つとして、木曾広域連合で措置入所判定委員会を設置し、対象者の入所判定を行ってきた。

### 現状と課題

現状 委員5名により委員会を年2回開催し、28年度は22名の判定を行った。29年9月4日現在の入所待機者は、20名である。

課題 専門性を持った委員会委員の後継者不足

### 今後の方針

専門性を持った各委員との調整を行い、的確な措置入所判定事務を行う。

### 施策

- 1 定期的な委員会の運営
- 2 非常時等臨時的な委員会の運営